

①介護（補償）等給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしている。
- 今般、令和4年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び令和5年度に改定された最低賃金の全国加重平均に基づき、介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>177,950円</u> (172,550円)	<u>81,290円</u> (77,890円)
随時介護を要する者	<u>88,980円</u> (86,280円)	<u>40,600円</u> (38,900円)

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>177,950円</u> (172,550円)	<u>81,290円</u> (77,890円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>133,460円</u> (129,460円)	<u>60,990円</u> (58,390円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>88,980円</u> (86,280円)	<u>40,600円</u> (38,900円)

※（ ）内は現行額

②労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の改定について

<改正の趣旨>

○ 労災就学援護費については、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺族等の援護を図ることを目的とするものである。

また、労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費の支給額については、子どもの学習費調査及び消費者物価指数を参考にして見直すこととしている。

○ 今般、子どもの学習費調査(平成30年度及び令和3年度)及び消費者物価指数(令和5年度見通し)に基づき、労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給額を見直す。

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額

	支給額
労災就学援護費のうち大学等(通信制を除く)	39,000円(39,000円)
労災就学援護費のうち大学等(通信制)	30,000円(30,000円)
労災就学援護費のうち高等学校等(通信制を除く)	20,000円 (19,000円)
労災就学援護費のうち高等学校等(通信制)	17,000円 (16,000円)
労災就学援護費のうち中学校等(通信制を除く)	21,000円 (20,000円)
労災就学援護費のうち中学校等(通信制)	18,000円 (17,000円)
労災就学援護費のうち小学校等	15,000円(15,000円)
労災就労保育援護費	9,000円 (11,000円)

()内は現行額

※ 労災就労保育援護費については、計算上は8,000円の支給額となるが、激変緩和のため、今回の改定では支給額を2,000円引き下げることにする。

③事業主が労働者に行う法令の要旨等の周知方法について

<改正の趣旨>

- 令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」(以下「臨調」という。)が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、書面掲示、常駐・専任等代表的な7項目のアナログ規制について点検・見直しを行うこととされ、令和4年12月末の第6回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われている。
- 当該工程表において令和6年6月中が見直し期限となっている書面掲示規制関係のうち、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。)第49条第1項について、書面掲示のみによらない掲示を可能とする改正を行う。
- 具体的には、労災則第49条第1項において、事業主が労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を、常時事業場の見やすい場所に掲示又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させることを求めているところ、周知の方法を書面での掲示に限らず、電磁的方法によることも可能とする改正を行う。